

令和6年佐久市公共施設予約システム導入委託・運用業務公募型プロポーザル質疑回答書

令和6年6月6日

| 質疑番号 | 質疑の場所 | 質疑事項 | 回答事項 |
|------|--|---|--|
| 1 | 実施要領 3 ページ 6(4) | 不採用の理由を文書で説明を求める場合、所定の様式はございますでしょうか？ | 所定の様式はございません。 |
| 2 | 施設一覧 | 各施設・各室場の利用料金や減免率が書かれた資料をお示しいただくことは可能でしょうか？ | 各施設の条例に記載がありますので、佐久市のホームページから例規集をご確認ください。減免率については内規で定めている施設等もありますが、現時点では公表できません。 佐久市例規集 URL： https://en3-jg.d1-law.com/saku/dlw_reiki/reiki.html |
| 3 | 施設一覧 | 施設全体の月の予約コマ数について、おおよその値をご教示いただけませんか？ | 施設一覧に記載の施設全体の月の予約件数は約 6,764 件です。(令和5年度実績) |
| 4 | 施設一覧 | 今回の予約システムの対象に宿泊室が含まれていますが、旅行業法に関する情報を調べると、旅行者に代わって宿泊施設を確保する場合は、予約システム提供ベンダー側で旅行業法に基づく旅行業登録が必要であると解釈できます。 https://g-tsunagu.com/20230408/ 今回の参加資格に旅行業登録を有することが必須になっていませんが、宿泊室の予約環境の提供は、旅行業登録の対象外と考えて問題ございませんか？ | お見込みの通り、本業務の対象外とします。 |
| 5 | 機能要件 No.30 「施設毎に休館日をカレンダーから設定できること」 | 大分類「所管設定」と「施設設定」で同様の要件がございますが、所管として登録された職員が権限を持つ各施設の休館日をカレンダーから設定出来れば問題ないでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 6 | 機能要件 No.180 「メールアおよび電話番号の有効性確認を行えること」 | “メールア”となっておりますが、メールアドレスを指しているという認識で問題ないでしょうか。 | お見込みの通りです。公開資料を修正いたしました。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 7 | 機能要件 No.180 「メールおよび電話番号の有効性確認を行えること」 | 電話番号の有効性確認に関して、桁数での有効性確認は可能ですが、有効性確認とはどういったものを想定しておられますでしょうか。 | 目的としては個人で複数アカウントを不正に作成することを防止するための機能となります。イメージとしてはアカウントを新規作成時に SMS や電話等での認証を想定しております。 |
|---|---|---|---|